

二、労働者たりし者

三、總會の決議に依り加入を許せられたる者

第十一條 雇傭者又は其の代理人は労働者が労働組合の組合員たるの故を以て之を解雇することを得ず、雇傭者又は其の代理人は労働者が組合に加入せられたること又は組合より脱退することを得ず、雇傭条件と爲すことを得ず

第十二條 労働組合は理事其の他の代理人が其の職務を行ふに付他人に生ぜしめたる損害を賠償する責に任ず、但し労働条件に關し組合員をして協同行爲と爲せしめ又は組合員の行爲に關し制限を加へたるに因り雇傭者に生ぜしめたる損害に付ては此の限りにあらず

第十三條 行政官廳は労働組合に對し其の業務の狀況又は組合員の員數に關し報告を爲さしむることを得

第十四條 労働組合の會議の決議法令に違反し又は公益を害するときは行政官廳は之を取消すことを得

第十五條 組合規約法令に違反し又は公益を害する時は行政官廳は其の変更を命ずることを得

第十六條 労働組合の行爲安寧秩序を紊り又は公益を害するときは主務大臣は労働組合の解散を命ずることを得

第十七條 前三條の處分に對し不服なるときは地方裁判所に訴することを得

第十八條 労働組合は左の事由に因りて解散す

一、組合規約に定めたる事由の發生